

## 学校経営のポイント

### “著作権”がらみの2つの事件

若井 彌一

「著作権」という言葉が、たびたびマスコミ報道の対象となる昨今である。今回は、著作権に絡んだ2つの事件を取り上げてみたい。1つは、小室哲哉（49歳、敬称略）が著作権を悪用した詐欺容疑で大阪地検特捜部に逮捕された事件であり、もう1つは、森進一（60歳、敬称略）が、元の歌詞にない部分をつけたことが作詞者とトラブルになり、「おふくろさん」が歌えなくなっていた事件である。

#### “著作権”を悪用した詐欺容疑で逮捕

歌に特別興味をもっている人だけでなく、小室哲哉（コムロテツヤ）と聞けば、「ああ、あの人か」と、およそのイメージができる人が多かろうと予想される。それくらい小室哲哉は、一時期、「時代の寵児」的存在として活躍し、脚光を浴びた。名声の頂点に位置するのは、1995（平成7）年から1998（平成10）年で、小室がプロデュースした曲が連続して日本レコード大賞を受賞した時期かもしれない。

2000年以降は、作詞・作曲活動が数的には低下しているようであるが、2007（平成19）年4月からは、私立大学の音楽表現学関連の特任教授に就任しており、活躍の幅を広げているな、と筆者は注目していた。今回、取りあげたのは、その思いが強かったからである。

それだけに、小室逮捕の報道に、そして、事件の内容に、筆者は二重の驚きを覚えた。詳細は今後明らかにされると思われるが、音楽著作権の譲渡をもちかけて5億円を詐取しようとしていたというから、その額の大きさにも驚かされる（11月9日『産経新聞』にやや詳しく報じられている）。事件内容に注目するとともに、今後、この人物の卓越した音楽的

才能を発揮しての誠実な生き方に期待したい。多くのファンのためにも“小室再生”を切望する。

#### “著作者人格権”侵害事件が落ち着か

さて、もう1つの事件、すなわち川内康範作詞の「おふくろさん」を歌っていた森進一に、生前、作詞者が著作者人格権を侵害されたとして争いになり、森進一が国民的に人気の高い歌を歌えない事態になっていた一件は、ひょっとすると「おふくろさん 再熱唱」の可能性が出てきた（11月7日『夕刊フジ』報道）。

作詞者の主張は、同人の作詞の前に、森が同人の承諾を得ることなく勝手に言葉を付加し、そのことにより「おふくろさん」の歌の気品ある趣旨が損なわれてしまったというものである。

森の熱唱ぶりに感動している人々のなかには、「おふくろさん」は森自身の作詞・作曲であると錯誤している者も少なからずいるかもしれない。それほどに「おふくろさん」は、森進一の持ち歌として人気を博してきた。

しかし、森には「おふくろさん」にかかる著作者人格権を主張する根拠がない。曲の作詞者は著作者人格権を有し、その内容は、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする」（著作権法第20条第1項）というものである。

ともあれ、早ければ年末にも森進一の「おふくろさん」を聴き、国民的な人生歌を皆で一緒に熱唱できるかもしれない。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●好評発売中！ 9月26日発売 高階玲治【編】 定価2,520円 教育開発研究所

## 『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』

■好評発売中！ 4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制導入等へ万全の対応を！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5判 370頁 定価 3570円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）